

スト規制法制定時の国会会議録等

○ スト規制法と緊急調整について

- ・ 昭和 28 年 6 月 23 日 衆議院本会議 会議録（抄）
- ・ 昭和 27 年 12 月 17 日 参議院労働委員会 会議録（抄）
- ・ 昭和 28 年 6 月 29 日 参議院本会議 会議録（抄）
- ・ 第 3 回部会資料 3 「スト規制法と争議権の保障について」（抄）

○ 電気事業の特殊性について

- ・ 昭和 28 年 6 月 27 日 衆議院労働委員会 会議録（抄）
- ・ 昭和 28 年 6 月 22 日 衆議院労働委員会 会議録（抄）
- ・ 第 2 回部会資料 2 「電力システム改革の概要」（経済産業省提出資料）（抄）

## ○ スト規制法と緊急調整について

昭和 28 年 6 月 23 日 衆議院本会議 会議録（抄）

○国務大臣（緒方竹虎君）…それから、ストライキ規制と緊急調整制度との関係は  
どういものであるか、これは重複するきらいはないかというお尋ねのようであり  
ますが、緊急調整制度は、争議行為の規模が拡大して、あるいは長期にわたる等の  
ために、国民経済、国民生活に重大な危険を及ぼしました場合に、早急にこれが解  
決をはかり、もつて公共福祉を擁護しようとするものでありまして、スト規制法は、  
従来から社会通念上不当または妥当ならざるものと認められておりますもの、また  
争議行為の範囲を明確にし、もつて公共の福祉と争議権の調整をはかろうとするも  
のでありまして、両者の間にその趣旨目的を異にしていると考えております。

昭和 27 年 12 月 17 日 参議院労働委員会 会議録（抄）

○政府委員（江口見登留君） 緊急調整の発動ということは全く最後の手段でござ  
います。而もそれは単なる労働争議の解決という問題のみならず、労調法三十五条  
の二に明確に規定いたしておりますように「国民経済の運行を著しく阻害し、又は  
国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に  
存するときに限り、」と、いわゆる公共の福祉という面から見てこういう重大な決  
定を発動すべきだろうと考えると、今回の緊急調整発動に当りまして、労働省と  
いたしましても極めて慎重にその態度を練りつつあつたのでありまして、むしろ労  
働省以外の各公共の福祉に関係あると認められておりますような方面から、そう  
いう官庁なり輿論なりがこれを支持する段階に来たと、そういうふうに政府として  
も考えましたので、労働省とも相談の上こういうような最後の手段に出たのであり  
まして、只今申上げましたように一度発動しました上は、今後容易に発動するの  
ではないかというように言われましたが、そういうようなことは内閣としては絶対に  
考えておりません。

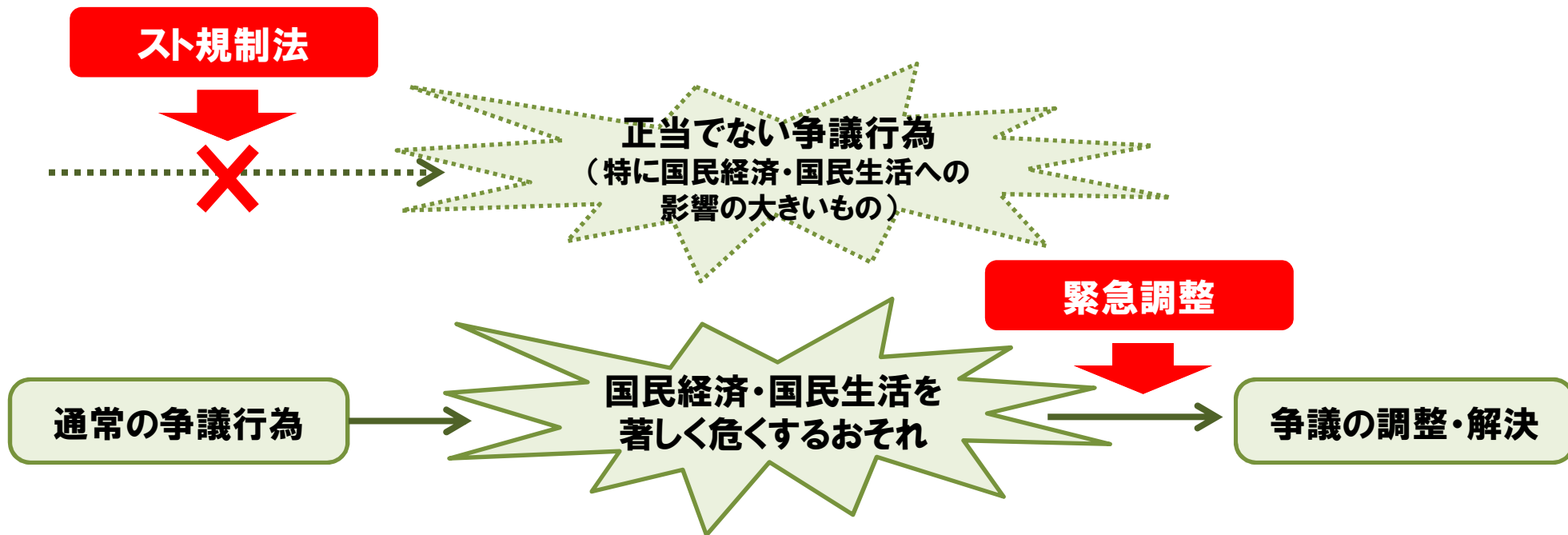
○国務大臣（小坂善太郎君）（前略）次に、昨年のストライキの経験に鑑みて、産業を破壊するようなものは不当であるというふうに論断されたのであります。事態が一体あそこまで運んだのは政府の無能怠慢の故ではいか（「その通り」と呼ぶ者あり）ということでありました。政府といたしましては労使関係の事柄につきましては、当事者間の良識に基き、健全な慣行の確立に委ねるべきものであるという基本的態度をとつて来ておるのであります。昨年の電産、炭労の両ストライキは、占領終結以来初の大きなストライキでもあり、自主的な解決によつて、より望ましき慣行の先例が作られることを期待いたしましたのであります。併しながら、ストライキの長期化は、国民経済、国民生活に重大なる障害を与えるに至りましたので、炭労争議につきましては緊急調整を発動し、中労委の斡旋努力と相待つて解決を見た次第でございます。電産につきましても緊急調整発動の準備をいたしましたのであります。解決の見通しの関係からこれを差控えておりましたところ、これ又、事なし解決を見た次第でございます。（後略）

# スト規制法と労調法の緊急調整の関係

○ スト規制法と緊急調整は、ともに国民経済や国民生活に多大な支障を生じないようにするため、争議行為を制限するものであるが、

- ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにし、未然に防止するものである一方、
- ・ 緊急調整は、一定期間、通常の争議行為を禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決させることを狙いとするものである。

スト規制法	労調法の緊急調整
正当でない争議行為の未然防止が主眼	労働争議の調整・解決が主眼



## ○ 電気事業の特殊性について

昭和 28 年 6 月 27 日衆議院労働委員会 会議録（抄）

○小坂国務大臣 抽象的に申しましたので、さらに具体的に申し上げることにいたします。電気の場合は電気事業の特殊性というものがあると思うのであります。

これは国民経済、国民生活に常時不可欠であるところのエネルギー源であるということが第一点であります。

第二点は、電気事業というものは高度の独占性を持つておりまして、代替性がほとんどないという点であります。

第三は、生産即消費であるという点であります。生産の停滞はただちに消費の停滞を来し、貯蔵がまったく不可能であるという点であります。

第四は、きわめて少数の者の行為でもつて、広い範囲の送電を停止、混乱せしめるという点であります。

第五の点といたしましては、以上の結果といたしまして、争議行為としての電気の停廃というものは、労使当事者よりも第三者たる需要者にはるかに甚大な損害を与える、こういう点であります。

○小坂国務大臣 ただいま議題となりました電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び大体の構成を御説明申し上げます。（略）

よつて政府としましては、電気事業及び石炭鉱業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状にかんがみまして、争議権と公益の調和をはかり、もつて公共の福祉を擁護するために、両産業における争議行為の方法について必要な規制をなす必要があると考え、本法案を立案するに至つたのであります。

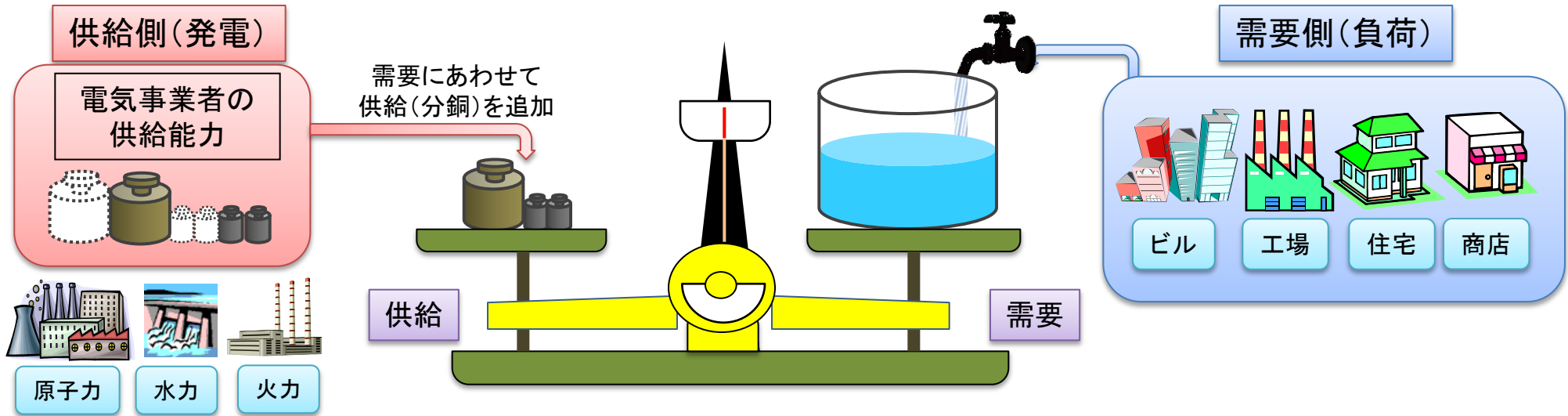
公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭鉱業に限るものでないことは申すまでもないところでありますが、種々検討の結果、今回はいわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、しかも昨年現実の問題となつた電気事業及び石炭鉱業につきまして、必要な限度の規定を設けることとした次第であります。

（略）

次に第二条につきましては、電気事業についていわゆる停電スト、電源ストその他電気の正常な供給の停止ないし直接の障害を生ぜしめる争議行為の方法は禁ぜられるものであることを明らかにいたしましたのであります。スイッチ・オフ等ほしいままに装置を操作する積極的行為は、従来から政府として正当ならざる行為と考えていたのでありますが、さらにこれと同様に電気を停止したり、電圧、サイクルを狂わせたりする行為であつて、昨年ストライキの経験にかんがみ、社会通念上非とされるものについても、この際その正当ならざることを明らかにしたものであります。けだし停電スト、電源スト等は、これに携わる人員は全電気産業労働者中、少数に過ぎず、他の大多数の労働者の争議行為は、何ら制約せられるものでないと同時に、労働者の失う賃金及び使用者のこうむる損害は、これによつて無事の需要者が不可避免的にこうむる物質的、精神的損失に比較いたしますと、きわめてわずかなものであります。この点他の争議行為の方法とまったくその趣を異にし、電気事業の公共性に矛盾することはなはだしき争議方法といわなければならないのであります。しかも電気産業労働者には、この他にも労使対等の立場を維持するに十分な争議手段があるのでありまして、本条の規制は当然やむを得ざるものと考えられるのであります。なお、使用者が変電所、発電所等の停廃を来すロックアウトを行い得ざることは、もちろんであります。

（略）

- 電気は「貯められない」
- 電気事業者は需要(消費)に対して供給(発電)を瞬時瞬時に合わせている。(周波数の維持、同時同量)
- 電気事業者の供給能力を超えて供給することはできない。



- もし需要が供給能力を超えてしまうと、電力ネットワーク全体が維持できなくなり、予測不能な大規模停電を招いてしまう。

